

麻生区市民提案型協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決に資するため、麻生区の区域内で事業活動その他の活動を行う団体（以下「団体」という。）と麻生区役所が協働して事業に取り組む麻生区市民提案型協働事業（以下「提案事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 この要綱において、提案事業とは、一定の要件を満たす団体から事業提案を受け、選定された事業を提案した団体と協働して実施する事業をいう。

(提案団体の要件)

第3条 事業提案をできる団体は、麻生区の区域内において事業を実施できる団体で、かつ、次の要件を満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- (11) 公序良俗に反しない団体であること

(事業の対象)

第4条 提案事業において対象となる事業は、地域課題の解決のために実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 麻生区役所が業務を所管していないもの
- (2) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助等を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (3) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (5) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 麻生区の区域内で既に事業実施されているもの

(8) 公序良俗に反するもの

(事業提案の方法)

第5条 事業を提案しようとする団体は、麻生区市民提案型協働事業企画提案書(第1号様式)(以下「企画提案書」という。)を別に指定する期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の企画提案書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業見積書(第3号様式)
- (3) 団体概要書(第4号様式)
- (4) その他、別に指定する書類

(事業経費の支出)

第6条 事業経費の額は、事業を実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、区長が別途定める。

(事業の決定)

第7条 区長は、川崎市附属機関設置条例別表第1に定める川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、その意見を尊重して、提案事業の実施の可否を決定する。

2 区長は、企画提案書を提出した団体にその結果を通知するものとする。

(審査委員会)

第8条 前条に定める審査委員会において、委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 委員は、自らが所属又は関係する団体の提案事業の選定及び評価については、参加することができない。

3 審査委員会の庶務は、麻生区役所企画課において処理する。

(協定締結)

第9条 前条の規定により実施が決定した事業について、第6条に規定する事業経費の支出に先立ち、事業を提案した団体と区長は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議した上で、協定を締結する。

2 区長は、前項に規定する協議がまとまる見込みがないと認めるときは、事業実施の決定を取消し、その理由を提案団体に通知するものとする。

(事業期間)

第10条 事業期間は、単年度とし、各年度の3月31日までとする。ただし、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同様の事業の提案は、事業開始年度を起点として3年度を限度とする。

(事業内容の変更等)

第11条 事業を実施する団体(以下「事業実施団体」という。)は、事業の内容変更又は中止をしようとするときは、その理由を明らかにして、速やかに区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、諾否を決定し、事業実施団体に通知するものとする。

(実施状況の確認及び調査)

第12条 区長は、必要に応じて事業の実施状況の確認及び調査を行い、又は事業実施団体に報告を求めることができる。

2 区長は、前項の規定に基づく確認及び調査の結果、必要な場合に指導、助言等をし、又は事業の是正、区が負担する費用の減額を求めることができる。

(実施結果の報告)

第13条 事業実施団体は、事業が完了したときは、速やかに事業結果報告書（第5号様式）、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 事業実施団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(情報公開等)

第15条 第5条の規定により提出された企画提案書（第1号様式）及び事業見積書（第3号様式）等について、公表することができるものとする。

2 第7条及び第8条の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、事業結果報告書（第5号様式）等について、公表することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）で定める不開示情報は、公表しないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の麻生区市民提案型協働事業実施要綱により決定された提案事業の実施については、なお従前の例による。